

市内重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所
管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課 企画調整担当課長

札幌市重度障がい者等就労支援事業実施要綱等の一部改正について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、札幌市では、重度の障がいのある方の雇用促進を図ることを目的に、通勤支援や職場等において、重度訪問介護や同行援護、行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の指定障害福祉サービスと同等の支援の提供を可能とする重度障がい者等就労支援事業を実施しております。

本制度は、制度開始から 3 年目を迎え、重度の障がいのある方が地域社会でより活躍することができるための就労支援の制度として定着してきたところです。

一方で、各種記録の整備や請求様式等について、申請者等からの不備や、サービス提供事業所における実績記録等の取扱いに関して、不十分な面が散見されることから、実施要項の関係する規定を一部改正することとなりましたので、お知らせいたします。

また、この改正に伴い、「札幌市重度障がい者等就労支援事業 就労支援給付費請求マニュアル」（以下「請求マニュアル」という。）についても改定しましたので、各事業所におかれましては、サービス提供及び請求の際に内容をよくご確認ください。

なお、特に本事業は指定障害福祉サービスと同様に、サービスを提供したときは、具体的なサービス内容に関する記録の作成等が義務づけられていますが、適切に整備されていない場合がありますので、改めて通知等を確認いただくようお願いいたします。

記

1 実施要綱の改正及び請求マニュアルの改定について

別添のとおり

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

※サービス提供実績記録票（様式 10）については、令和 7 年 3 月請求分から試行しますが、現行様式による請求についても対応します。

3 札幌市公式ホームページ（重度障がい者等就労支援事業）

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/zyuudosityougaisyasyuurousien.html>

4 【参考】「サービスの提供の記録の取扱いについて」（札幌 1570 号平成 29 年（2017 年）6 月 30 日通）

以下の通知を必ずご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/houmon.html>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
就労・相談支援担当係 平野
電話 011-211-2936 F A X 011-218-5181